

地域包括支援センターの通称を募集します

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんがいつまでも元気で暮らすために、高齢者の皆さんのいろいろな悩みごと(介護、健康、医療、福祉など)や相談ごとを受け付けています。今回、包括支援センターを地域の身近な相談先として広く知っていただくため、親しみやすく、分かりやすい「通称」を募集します。

募集内容

地域包括支援センターの「通称」

◇高齢者にとって親しみやすく、包括支援センターの業務が分かりやすいもの

◇地域での高齢者の身近な相談窓口であることがイメージできるもの

(通称の例 高齢者相談センターなど)

応募方法

①住所 ②氏名 ③年齢 ④電話番号 ⑤通称 を記入し、応募先までハガキまたは専用の応募用紙(両庁舎・各支所に設置)で応募してください。

地域包括支援センターの主な業務

- ・高齢者の総合相談窓口(介護保険やその他の制度、サービス・施設などの情報提供、在宅生活や病院からの退院時相談など。)
- ・要支援1・2と認定された人および要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にある人の予防ケアプラン作成。
- ・各種介護予防事業(いきいき教室・地域巡回歯科検診・認知症予防パソコン教室など)の推進。
- ・高齢者の虐待防止と権利擁護のための活動。

募集期限 12月28日(金)

審査 地域包括支援センター運営協議会で審査、決定します。

結果発表 広報こうし・市ホームページで発表します。(採用者には直接通知します。著作権は本市に帰属します。)

応募先 〒861-1193 合志市御代志1661-1
合志市役所
「地域包括支援センター 通称募集」係

問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班(西合志庁舎) ☎ 242-1124

合志市国民健康保険事業 第2期

水中運動、アクアシェイプアップ教室 受講生募集

水中運動は、浮力・水圧・抵抗の作用で楽に体を動かすことができ、水中運動を続けることによって生活習慣病予防に効果があります。この機会に水中運動をはじめてみませんか。

対象 現在合志市国民健康保険へ加入している人で、国保税過年度分の滞納のない人(国民健康保険事業の一環のため、ご了承ください。)
※原則として40歳(平成25年3月31日までに40歳になる人)以上の人。
※申込日時点で74歳以下の人。
※心疾患など医師より運動制限がある人はご遠慮ください。

とき ①水中運動教室
平成25年1月11日～3月29日(全12回)
毎週金曜日、午後2時30分～4時

②アクアシェイプアップ教室
平成25年1月9日～3月27日(全12回)
毎週水曜日、午後7時30分～9時

ところ ユーパレス弁天 室内温水プール

内容 アクアビクス、水中リラクゼーション、栄養講話など(アクアシェイプアップ教室の方が、水中運動教室より若干運動強度が強くなります。)

募集人数 ①45人 ②15人
※定員を超えた場合は、選考となります。初めて受講する人、特定健診を受診した人などを優先します。

参加費 無料

申込方法 保険証と印鑑を持参の上、西合志庁舎健康づくり推進課へお申し込みください。(電話申込不可)

申込期限 12月14日(金)

申し込み・問い合わせ先 健康づくり推進課 健康企画班(西合志庁舎) ☎ 242-1183

オレンジリボンを知っていますか

11月は児童虐待防止推進月間です

平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

『虐待』という明確なものではなくても、身近に気になる家庭や心当たりのあるこどもがいる場合は、市の相談窓口や児童相談所に情報提供(通告)をお願いします。「通告」は、こどもの安全を守るためのものです。「通告者」が特定されないように、秘密は守られます。

また、出産や子育てに悩みがある人も、ご相談ください。

一情報提供(通告)先一

- ・熊本県中央児童相談所 ☎381-4451
- ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000
※PHSや一部のIP電話からはつながりません。
- ・子育て支援課内 家庭児童・女性相談室 ☎242-1240

児童虐待とは

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど
- 性的虐待** 性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ネグレクト** 食事を与えない、ひどく不潔にする、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間差別的扱い、こどもの目の前で他の家族に暴力を振るうなど



オレンジリボン

こどもの安全を守るシンボルです。
11月中旬に街頭キャンペーンを予定しています。

問い合わせ先 子育て支援課 子ども保育班(西合志庁舎) ☎ 242-1159

後納制度(国民年金保険料の納付可能期間の延長)が始まりました

国民年金は、20歳から60歳までの40年の間に国民年金保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかし、保険料を納めていない場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金が少なくなったり、受給できなくなる場合があります。

このような事態を避けるため、保険料を納めることができる期間が過去2年から過去10年に延長となる後納制度が始まりました。具体的には、平成14年10月以降の納められなかった保険料を納めることができるようになります。(※)

ただし、すでに老齢基礎年金の受給権をお持ちの人は利用できません。

なお、後納保険料を納付するためには、事前に申し込み審査することになります。審査の結果、後納制度を利用できない場合があります。

※後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間でです。

一日年金出張相談所を開設します

熊本西年金事務所では、無料の出張相談を行います。年金に関する相談、質問などお気軽にお尋ねください。

とき 11月27日(火)
午前10時～午後3時

ところ ゆめタウン光の森 本館2階(イーストコート吹き抜け付近)

*個人の記録に関する相談の場合、基礎年金番号がわかるものと身分を証明するものが必要です。

受給資格期間が短縮されます

平成27年10月から、受給資格期間がこれまでの25年(300月)から10年(120月)に短縮する法律が施行される予定です。

これまで受給資格期間を満たさなかった人が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。

詳細はお問い合わせください。
国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570(011)050

11月は「ねんきん2月間」です

問い合わせ先 健康づくり推進課 国民年金班(西合志庁舎) ☎(242)1183
熊本西年金事務所 ☎(3553)0142